

水生生物保全環境基準類型指定事業について

環境管理課

1 事業の目的

水生生物及びその生息環境等の保全を図るため、河川及び湖沼における水生生物の生息状況等に応じた水質環境基準の類型指定を行う。

※類型指定について

- ・河川及び湖沼については、水生生物の生息環境等に応じて、生物A・生物特A・生物B・生物特Bの4類型が設定され、類型ごとに水質環境基準が定められている。
- ・この基準を適用するためには、個々の水域の状況に応じた類型を指定する必要がある。

2 事業の概要

(1) 米代川水系等、十和田湖の類型指定

平成28年度に行った水質、水温、水生生物の生息状況等の調査結果をとりまとめて作成する類型指定（案）を基に、次の手続を経て、類型指定を行う。

- ① 県環境審議会への諮問・答申（9月頃）
- ② パブリックコメント、関係市町村への意見照会（10月頃）
- ③ 県公報による告示・施行（1月頃）

平成28年度の水質等調査結果の概要

- ・水質について、基準項目の全亜鉛は一部水域で基準を若干超えるレベルであったが、それ以外はいずれも基準値を下回っていた。
- ・魚介類について、全水域で複数の種が確認され、比較的低温域を好むと考えられる種の生息域が大半を占めた。

(2) 雄物川水系等、八郎湖の調査

類型指定のための水質等調査を行う。

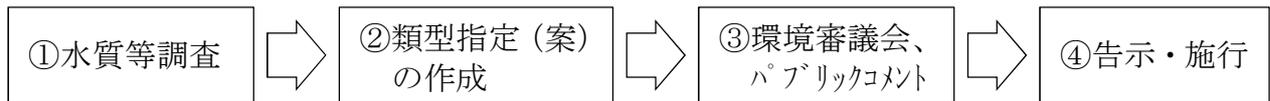
※民間に委託

3 予算額

14,649千円

[⊖ 14,649千円]

【参考1】 類型指定までの主な流れ



【参考2】 対象水域と事業期間

- ・対象水域 県内83水域
- ・事業期間 4年間（対象水域を3グループに分けて実施）

	28年度	29年度	30年度	31年度
米代川水系等、十和田湖 (32水域)	← ①② →	← ③④ →		
雄物川水系等、八郎湖 (26水域)		← ①② →	← ③④ →	
子吉川水系等、田沢湖 (25水域)			← ①② →	← ③④ →

【参考3】 水生生物の水質環境基準について（環境庁告示第59号）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年間平均値） 単位: mg/L		
		全亜鉛	ニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物等が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aに掲げる水生生物の産卵場等として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物等が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bに掲げる水生生物の産卵場等として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

※ニルフェノール：工業用の界面活性剤の原料、印刷インキの材料などに使用

LAS：「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の略であり、家庭の洗濯用洗剤などに使用